

第3章 具体的な施策展開

1 市民一人一人の気づきと見守りを促す

(1) 現状と課題

市民アンケート調査結果をみると、自殺対策に関心のない人、うつ病の正しい知識を持っていない人、うつ症状になっても精神科を受診しない人が多いです。

国の調査でも、うつ病患者は急増していますが、うつ病等を経験した人の4人中3人は医療機関での治療を受けていないとされています。

このため、市民がうつ病等の精神疾患を正しく理解し、精神科への受診や相談しやすい環境を整備していくことが必要となっています。

また、自殺を考えている人の多くは、心の中では、「死にたい」という気持ちと「もっと生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動き、不眠や原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発しています。

このため、市民一人一人がうつ病等の精神疾患への理解を深め、また、身近な人や周りの人の自殺のサインにいち早く気づき、精神科への早期受診などの自殺予防につなぐ必要があります。

(2) 事業・取組

市民一人一人のうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の習得や、自殺予防対策の必要性についての認識を高めるよう、広報活動、教育活動等を通じた啓発を充実します。

① 自殺やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進

事業・取組	内容
① 自殺やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発	自殺やうつ病等の精神疾患の正しい知識についてシンポジウムなどにより啓発を行い、自殺やうつ病等の精神疾患に対する誤った認識をなくす取組を進めます。 また、自殺の危険を示すサインや自殺の危険に気づいた時の対応方法等についての理解を促進します。
① 自殺予防週間(9月10日～16日)の推進	広報紙、ポスター掲示等による広報活動を行います。
① 自殺予防に関するホームページの開設	自殺予防に関するホームページを開設し、命の大切さと自殺予防の啓発を行います。また、電子メールを利用した相談について検討します。
精神保健福祉センターによる普及啓発	講演会、保健センターの健康まつりでのストレスチェック等により、うつ病等の精神疾患の正しい知識の普及を行います。

② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施

事業・取組	内容
① 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施	全児童生徒を対象に「グループアプローチ(※1)」、「ピア・サポート的交流活動(※2)」等を実施し、児童生徒の対人関係能力や自尊感情の育成について、大学と連携して実践的な研究を行います。
① いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施	不登校や問題行動等の予兆を示す児童生徒に対して、スクールカウンセラー等を活用したアセスメントや指導援助方針の検討を行い、組織的な早期状況把握と早期対応を実施できるよう、大学と連携して早期支援についての実践的な研究を行います。

事業・取組	内容
⑧ 自殺予防に向けたカリキュラムの開発	児童生徒に対する自殺予防を目的とした教育の実施に向けて、児童生徒の実態や発達段階に応じた教材、指導計画、指導方法等、カリキュラムづくりについて研究を行います。
人権教育の推進	教職員の人権感覚を高めるとともに、児童会・生徒会活動やボランティア活動、人間関係づくり等を通じて児童生徒に自尊感情を培うなど、一人一人を大切にする教育を進めます。 また、校内研修会や日々の教職員間での情報交換を通じて、児童生徒が発する危険信号を察知できるよう努めます。
命の大切さを学ばせる教育の充実	小・中学校では、道徳の時間を中心に、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などとの連携を図り、飼育体験活動や乳幼児・高齢者との交流活動等を取り入れるなど、命の大切さを学ばせる学習を充実します。 高等学校では、生きることのすばらしさの自覚を深めることができるよう、公民科やホームルーム活動を中心に、教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方を探求する学習を進めます。

※1 グループアプローチ：グループによる協力し合う学習、面接相談やコミュニケーション・スキルの体験学習等、子ども同士が関わり合う場面を創出することにより、個々人の人間関係づくりに係る成長を促す方法。

※2 ピア・サポート的交流活動：学習活動や学校行事、クラブ活動等の場において、学級内、異学年、小・中学校の子どもたち（仲間）が、相互に交流し、支え合う活動を創出することにより、個々人の人間関係づくりに係る成長を促す方法。

2 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

(1) 現状と課題

市民アンケート調査結果をみると、自分がうつ症状になったときの対処については、精神科を受診する人よりもかかりつけの医師を受診する人が多くなっています。

また、うつ症状になった家族や友人への対処については、公的な機関の相談窓口や民生委員・児童委員への相談を勧める人は多くありません。

総合的な自殺対策を進めるには、医療機関や相談機関をはじめ、地域や学校等の様々な場で対応が必要なことから、かかりつけの医師や医療関係者の資質向上はもとより、相談支援関係者や教職員など、うつ病等の精神疾患や自殺対策について理解し、適切な対応を図ることができる人材を養成・確保する必要があります。

(2) 事業・取組

自殺の危険性の高い人の早期発見と早期対応を図るため、うつ病等の精神疾患や自殺対策について理解し、自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。

① 医療関係者の資質向上

事業・取組	内容
⑧ かかりつけの医師のうつ病対応力の向上	うつ病は、身体症状に現れることも多く、かかりつけの医師を受診することも多いことから、かかりつけの医師のうつ病対応力の向上を促進します。
産業保健スタッフの資質向上	産業医や衛生管理者等の産業保健スタッフに対して、早期対応の中心的役割を果たせるよう、自殺予防に関する知識の普及を図ります。

② 相談支援関係者等の資質向上

事業・取組	内容
⑧ 保健センター等の相談機関職員の資質向上	保健センターの保健師、福祉事務所のケースワーカー、介護支援専門員等の相談関係職員に、早期対応の中心的役割を果たせるようメンタルヘルスと自殺予防の知識の普及を図ります。
⑧ 民生委員・児童委員等への研修	住民主体の活動を展開するため、民生委員・児童委員や地域団体で活動している人を対象に、心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を行います。

③ 教職員等の資質向上

事業・取組	内容
⑧ 教職員の啓発	自殺予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺の危険要因や自殺のサイン、自殺発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した「児童生徒の自殺を予防するための指導資料集」を作成し、教職員の啓発を行います。

事業・取組	内容
教職員への研修	教職員が児童生徒の自殺の未然防止の視点に立って、いじめ・不登校等の現状に対する理解を深め、また、児童生徒間の共感的な人間関係や児童生徒・保護者との信頼関係をつくるための知識や技能の習得を図るための研修を通じて、教職員に対して心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及を図ります。
青少年教育相談員への研修	不登校やいじめ等に関する青少年教育相談員への研修の中で、自殺予防に関する知識を深めることを通して青少年教育相談員の資質向上を図り、相談者の自信喪失や孤立感を防ぐなどの支援を行います。

④ 自殺対策従事者への心のケアの推進

事業・取組	内容
④ 自殺対策従事者への心のケアの推進	国の検討結果を踏まえ、民間団体の活動従事者を含め、自殺対策従事者自身の心の健康を維持するために必要な対応方法について普及啓発を行います。

自殺のサイン（自殺予防の10カ条）

出典：平成19年版自殺対策白書（内閣府）

（次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険性が迫っています。）

- 1 うつ病の症状に気をつけよう
（気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く）
- 2 原因不明の身体の不調が続く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 仕事や家庭でのサポートが得られない
- 7 本人にとって価値のあるもの（職、地位、家族、財産）を失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂におよぶ

うつ病のサイン

出典：総合的な自殺対策の推進に関する提言
（平成19年版自殺対策白書（内閣府））

自分で感じる症状

憂うつ、気分が重い、気分が沈む、悲しい、イライラする、元気がない、集中力がない、好きなこともやりたくない、細かいことが気になる、大事なことを先送りする、物事を悪いほうへ考える、決断が下せない、悪いことをしたように感じて自分を責める、死にたくなる、眠れない

周りから見てわかる症状

表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着きがない、飲酒量が増える

身体に出る症状

食欲がない、便秘がち、身体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい、喉が乾く

3 心の健康づくりを進める

(1) 現状と課題

現代社会は、ストレス過多の社会であり、少子高齢化、核家族化、都市化の進展に伴い、ストレスを緩和するために重要な役割を果たす家族・職場・地域での人とのふれあいが希薄化し、社会から孤立する人が増えるなど、誰もが心の健康を損なうおそれがあります。

市民アンケート調査結果をみても、心配ごとなどの相談相手がいない人や地域における交流機会がない人ほど重症のうつ状態の割合が高くなっています。

また、一週間の就業時間が週60時間以上（1か月の時間外勤務に換算すると月80時間以上）の人では重症のうつ状態の割合が高くなっています。

このため、自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対処などにより、心の健康の保持・増進を図る必要があります。

(2) 事業・取組

職場・学校・地域において、自殺の原因となる様々なストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進のための施策を進めます。

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業・取組	内容
① 労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）の普及	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）に基づき「心の健康づくり計画」を策定します。過剰な長時間残業の是正や職場でのストレス除去やセルフケア・ラインによるケア・事業場内産業保健スタッフ等によるケア・事業場外資源によるケアを骨組みにした総合的な対策を促進するため、メンタルヘルス指針の普及を推進します。

② 地域における心の健康づくりの推進

事業・取組	内容
元気じゃけんひろしま21の推進	元気じゃけんひろしま21推進会議の「休養・こころの健康づくり部会」において、心の健康づくりの知識を普及啓発するための環境整備等に取り組みます。
心の健康づくりの推進	保健センターにおいて、心の悩み相談、心の健康づくり教室、地域住民への講演会などを開催するほか、本市の広報紙、ホームページ等により、心の健康に関する情報提供等を充実します。 精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みについて相談支援を行います。また、心の健康づくり大会や講演会の開催、パンフレットの作成など、心の健康づくりについての普及啓発を行います。
高齢者の多様な活動の支援	広く市民を対象とした生涯学習の推進、文化・スポーツの振興、ボランティア・市民活動の支援、就業の促進などの各種施策の中で、高齢者の自主性・自発性に基づいた活動が一層進むよう支援します。

事業・取組	内容
高齢者の外出・交流機会の提供	家にとじこもりがちな高齢者に対しては、地区社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン推進調整事業」や老人クラブの「友愛訪問」、「ひとり暮らし老人等健康交流事業」などにより、外出する機会や気軽に地域の人々と交流する機会の提供に取り組みます。
被爆者の健康づくりの推進	単身世帯の被爆者に対して、交流会や市内の公衆浴場で無料入浴できる「交流の日」を実施します。また、全ての被爆者を対象に健康づくりや生きがいについて専門家による講演会を開催します。
女性教育センターでの心の健康に関する各種講座の開催	女性教育センターで「子育て・思春期おしゃべりサロン」、「女性の健康をトータルに考える講座」、「女性のためのカウンセリング入門」など、心の健康づくりに関する各種講座や相談を開催します。
ふれあい心の友訪問援助事業の実施	ひきこもり・不登校児童に対して、児童福祉司による指導の一環として、兄や姉に相当する大学生等をその家庭に派遣し、児童とのふれあいを通じて、不登校などの解消を図ります。
メンター制度の推進	子どもの自尊感情の高揚や対人関係能力の向上を図ることで、非行や不登校をはじめ、子どもにとって望ましくない状況の防止となるよう、人生経験の豊富な大人（メンター）が子どもに無条件に肯定的な関心を持っていることを伝え、一緒に近所の公園で遊ぶ、宿題や料理やスポーツ観戦をするなどの継続的・定期的な交流によって、信頼関係を築きながら、1対1の関係で子どもを支援します。
健康の保持・回復のための運動施設の設置	市内の公園緑地を、市民にとってそれぞれの生活様式や生き方に応じた健康づくりを気軽に行うことができる場とするため、健康の維持・回復のための運動施設の設置を進めます。

③ 学校における心の健康づくりの推進

事業・取組	内容
精神保健福祉センター教育研修事業の実施	教諭及び養護教諭に対し、思春期の心の健康に関する研修を行います。
スクールカウンセラーによる相談活動 〔スクールカウンセラー〕 活用事業	スクールカウンセラーが、児童生徒と保護者の相談活動や教職員への助言を行います。また、これらを通して、不登校、問題行動等の未然防止や状況の改善を図ります。同時に、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。
教職員による心の健康づくり	日々の学校生活において、教職員が児童生徒の状況の変化にいち早く気づき、組織的に適切な対応を行うことで、早期に状況の改善を図り、状況の悪化を防ぐよう、個々の児童生徒の状況に応じた相談を行います。

事業・取組	内容
思春期の心の成長を促す指導	保健体育科の保健領域の授業において、身近な生活や個人生活における健康・安全に関する知識の理解や活動を通じて、生涯にわたり明るく豊かな生活を営むことができるよう、自主的に健康を適切に管理し改善していく資質・能力の育成を目指し、思春期の心の成長についての学習を進めます。
心の健康相談事業の実施	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。
市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言	高等学校における精神保健に関する連絡会を行い、各高等学校から出された事例に対して精神科医からの指導助言等を受け、また、精神科医が各高等学校あたり年1回程度の学校訪問による定期相談を行うことにより、精神疾患の予防と初期対策や精神保健の充実を図ります。

4 適切な精神科医療等を受けられるようにする

(1) 現状と課題

自殺未遂者の多くは、自殺行為の直前にうつ病等の精神疾患を発症しており、また、うつ病等を経験した人の4人中3人は医療機関での治療を受けていないという調査結果が報告されています。

市民アンケート調査結果をみても、うつ症状となっても病院を受診しない理由では、どこに受診したらよいかわからないと答えた人が多くいました。

また、うつ症状になったときの対処では、精神科を受診する人よりもかかりつけの医師を受診する人が多くなっています。

うつ病等による自殺については、適切な治療により防ぐことが可能であり、適切な精神科医療等を受けられるようにすることが大切です。

このため、うつ病等の精神疾患について、かかりつけの医師、医療関係者、専門相談員等の診断技術等の向上を図るとともに、かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携を強化する必要があります。

(2) 事業・取組

うつ症状など自殺の危険性が高い状況にある人の早期発見に努め、これらの人が精神科医療を受診しやすくするための取組を促進します。

また、かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携を強化し、自殺のおそれのある人の精神科医への受診を促進します。

① 精神科医療等の充実

事業・取組	内容
精神科医療機関の紹介	精神科医療機関を見つけやすくするため、こころのケアガイドブック資料編などで精神科医療機関を紹介します。
精神障害者通院医療費助成	精神障害者に対して、自立支援医療費の自己負担相当額を助成します。
精神科救急医療システムの運営	精神障害のある人や保護者などから、精神疾患に関する医療相談を24時間電話で受け付ける精神科救急情報センターや、精神疾患の急発・急変により緊急な医療を必要とする場合に対応する精神科救急医療センターを運営します。
⑨ かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携強化	広島市連合地区地域保健対策協議会においてのかかりつけの医師と精神科医との連携や、「休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に沿った産業医と精神科医との連携などにより、かかりつけの医師・産業医と精神科医との連携強化を促進します。
⑨ かかりつけの医師のうつ病対応力の向上（再掲）	うつ病は、身体症状が現れることも多く、かかりつけの医師を受診することも多いことから、かかりつけの医師のうつ病対応力の向上を促進します。

② 子どもの心の診療体制の整備の推進

事業・取組	内容
情緒障害児に対する入所・通所治療	愛育園（情緒障害児短期治療施設）への入所や通所により、いじめや不登校をはじめ心に悩みや苦しみを抱える児童に対して、必要な治療や援助を行います。

事業・取組	内容
舟入病院小児心療科外来による支援	摂食障害や不登校など思春期における心の問題について、医療面から支援し、心の健全な発達を支援します。
教職員による相談活動	児童生徒の身近な存在として、教職員が個々の児童生徒の状況に応じた相談活動を行い、必要に応じて適切な関係機関へとつなぎます。 また、児童生徒の状況の変化にいち早く気づき、スクールカウンセラー等の助言を得ながら、様々な要因や背景に応じた支援の方法を検討し、適切な関係機関へとつなぎます。
青少年総合相談の実施	青少年、保護者等を対象に専門スタッフ（※3）による相談を実施し、関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じた課題解決の方法や支援機関を紹介するなど、適切な対応や支援を行います。
心の健康相談事業の実施（再掲）	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。

※3 専門スタッフ：青少年教育相談員、臨床心理士、精神科医、特別支援教育相談員、暴走族離脱相談員。

③ 高齢者に対する訪問相談・支援

事業・取組	内容
いきいき活動支援訪問事業の実施	生活機能評価により介護が必要となる可能性が高いと判定された高齢者のうち、閉じこもりがち、うつ等のおそれがある人で通所による事業に参加することが困難な場合に、保健師等が居宅等を訪問し、必要な相談・指導を行い、生活機能の維持向上を図ります。

5 社会的な取組で自殺を防ぐ

(1) 現状と課題

市民アンケート調査結果をみると、各種相談機関には、認知度の低い相談機関が多くありました。

このため、適切な相談機関の存在を知らないために十分な社会的支援を受けられないことがないよう、相談機関の一層の周知を図るとともに、各相談機関等が幅広く連携し、ネットワーク体制を整備する必要があります。

また、それぞれの相談機関等において、自殺対策としての相談・支援体制を充実する必要があります。

(2) 事業・取組

社会的要因等により自殺の危険性が高まっている人に対して、社会全体での支援体制の強化を図ります。

① 相談機関ネットワーク体制の整備

事業・取組	内容
① 新 相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引をこれら機関に配付し、相互の連携を図ります。
① 新 自殺予防センター（仮称）の検討	社会的要因等が複雑に関係して、自殺の危険性が高まっている人に対して、心理的な支援を行いながら、関係機関の中心となって総合的な問題解決を図る自殺予防センター（仮称）の設置を検討します。

② 精神保健福祉に関する相談

事業・取組	内容
心の健康づくりの推進（再掲）	保健センターにおいて、心の悩み相談、心の健康づくり教室、地域住民への講演会などを開催するほか、本市の広報紙、ホームページ等により、心の健康に関する情報提供等を充実します。 精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みについて相談支援を行います。また、心の健康づくり大会や講演会の開催、パンフレットの作成など、心の健康づくりについての普及啓発を行います。

③ 多重債務・法的問題への対応

事業・取組	内容
① 新 消費生活センターでの多重債務問題への対応	消費生活センターにおいて、国の「多重債務問題改善プログラム」において定められた役割に基づき、相談窓口の充実、多重債務者の把握、相談窓口への誘導、既存のセーフティネットの活用促進等により、多重債務者対策を推進します。
市民相談センター等での法律相談の実施	市民相談センター等において、日常生活上の法律問題などの困りごとについて、民事相談や弁護士、司法書士による法律相談を行います。

④ 中小企業の経営に関する相談

事業・取組	内容
中小企業支援センターでの相談事業の実施	中小企業支援センターにおいて、市内の中小企業が抱える経営上の様々な問題の解決を支援するため、経営の専門家や弁護士など各分野の専門家による相談を行います。
中小企業金融対策の実施 (広島市中小企業融資制度)	市内の中小企業で、取引先の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により資金繰りに支障が生じている者を対象にした特別融資(セーフティネット資金)を実施します。

⑤ 若者の就業に関する相談

事業・取組	内容
広島ワークサテライトの運営	職業紹介、求人情報の提供、若者の就職相談等を行う職業相談室を運営します。
若者の自立・就職サポート相談会の開催	各勤労青少年ホームにおいて、働く自信がないなどの悩みを抱えて仕事に就けずにいる若者やその保護者に対して、キャリアコンサルタントによる相談を行います。
ヤングキャリアナビゲーションの実施	中央勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年に対して、カウンセラーによるキャリアアップ支援や相談を行います。

⑥ 女性のための相談

事業・取組	内容
母子相談の実施	母子自立支援員が、母子家庭や寡婦に対して生活一般についての相談指導を行います。
女性のためのなんでも相談の実施	女性教育センターにおいて、女性が直面する様々な悩みや不安を安心して話せる場として「女性のためのなんでも相談」を開設し、電話相談のほか、弁護士・カウンセラー・助産師による面接相談を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介を行います。

⑦ 暴力に関する相談

事業・取組	内容
暴力被害相談の実施	暴力団等の介入をはじめ、暴力が絡む債権取立て、工事の施工、不動産売買、DVなど、民事暴力に関する市民や企業からの相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察等関係機関への連絡、法律相談の紹介等を行います。
婦人保護事業の実施	婦人相談員が、DVに関する被害女性からの相談を受けます。
ひろしまDVホットラインの運営	DVについての電話相談を行います。

⑧ インターネット上の有害サイトへの対応

事業・取組	内容
電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進	電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる子どもをはぐくむため、インターネットに関する講演会や学習会などを開催し、インターネットの情報に振り回されない知識を身につけることを通じて、自殺防止の一助とします。また、児童生徒や保護者を対象にフィルタリングサービス等の普及を図り、インターネットにおける自殺サイト等の有害情報から子どもを守ります。

⑨ 高齢者とその介護者への支援

事業・取組	内容
地域包括支援センターにおける相談の実施	地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を総合的に受け止め、適切なサービスにつなぎ、継続的にフォローしていく地域のワンストップサービスの拠点として、高齢者やその家族等を支援します。
保健・医療・福祉総合相談窓口の運営	高齢者やその家族等が抱える複雑・多岐にわたる問題や各種サービスの利用などの相談に迅速かつ的確に対応するため、各区に保健・医療・福祉総合相談窓口を設置しており、相談内容に応じた関係機関との連絡調整等を行います。
家族介護教室の開催	在宅で高齢者を介護している家族の介護負担の軽減と健康管理を行うため、介護方法や介護者の健康管理に関する知識・技術を習得するための教室を開催します。 また、併せて、介護による心身の疲労を癒すとともに、介護者同士の交流を促進するための介護者交流会を行います。

⑩ 子どもの自殺の防止

事業・取組	内容
メンター制度の推進（再掲）	子どもの自尊感情の高揚や対人関係能力の向上を図ることで、非行や不登校をはじめ、子どもにとって望ましくない状況の防止となるよう、人生経験の豊富な大人（メンター）が子どもに無条件に肯定的な関心を持っていることを伝え、一緒に近所の公園で遊ぶ、宿題や料理やスポーツ観戦をするなどの継続的・定期的な交流によって、信頼関係を築きながら、1対1の関係で子どもを支援します。
いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施	ふれあいひろば推進員（※４）が、不登校状況の改善やいじめの解消を図るため、学習支援、家庭訪問やいじめの被害を受けている児童生徒の保護活動を行うなど、不登校・不登校傾向の児童生徒への相談活動や様々な支援、いじめへの緊急的な対応を行います。 また、支援の充実を図るため、ふれあいひろば推進員を対象とした研修内容の充実や研修時間の増加について検討します。
スクールサポート推進事業の実施	スクールサポート指導員（※５）が学校において、問題行動を起こす児童生徒への指導、声かけや相談活動を行い、さらに、教職員や関係機関と連携することにより、問題行動の改善や再発を防ぎます。

事業・取組	内容
いじめ１１０番の運営	２４時間体制でいじめ相談を実施し、幅広く子どもや保護者等から話を聞き、関係部署と連携する中で子どもへの支援体制を早期に整えるなどの支援を行うことで、いじめによる自殺を防ぎます。
心の健康相談事業の実施（再掲）	専門の相談員が、教職員や保護者から、児童生徒の学校教育活動における精神保健上の相談を受け、場合によっては専門の精神科医が面接を行うことを通して、教職員や保護者による児童生徒への適切な対応と学校教育の充実・円滑化を図ります。
市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言（再掲）	高等学校における精神保健に関する連絡会を行い、各高等学校から出された事例に対して精神科医からの指導助言等を受け、また、精神科医が各高等学校あたり年１回程度の学校訪問による定期相談を行うことにより、精神疾患の予防と初期対策や精神保健の充実を図ります。

※４ ふれあいひろば推進員：校内における不登校傾向児童生徒の居場所である「ふれあいひろば」において、不登校傾向児童生徒への支援やいじめの被害を受けている児童生徒の保護活動等を行う地域の人材。

※５ スクールサポート指導員：問題行動等を起こす児童生徒とその保護者に対する相談等の支援や関係機関との連携により学校への支援を行う。主に警察官ＯＢ。

⑪ 慢性疾患患者等に対する支援

事業・取組	内容
小児慢性特定疾患の子どもと保護者のための相談の実施	小児慢性特定疾患等の子どもや保護者に対して、慢性的な病気についての不安や日常生活上の悩みなどの相談に応じるため、小児難病相談員による子どもの療養相談や発育に応じた日常の助言等を行います。
難病訪問相談の実施	在宅の難病患者や家族の精神的負担を軽減するため、保健師等による訪問相談を実施し、日常生活の相談や情報提供等を行います。

6 自殺未遂者の自殺を防ぐ

(1) 現状と課題

本市では、年間約500人が自損行為により救急搬送されています。救急医療では自殺未遂者への心理的ケアまでは十分に対応できないため、精神科医療との連携強化が必要となっています。

また、自殺未遂者は、自殺行為を繰り返す傾向があり、長期的な支援が必要なことから、家族を含めた退院後の支援が可能となる仕組みづくりを行う必要があります。

(2) 事業・取組

救急医療と精神科医療との連携を促進するとともに、自殺未遂者の自殺を防ぐため、退院後の心理的ケアや家族への支援を行います。

① 救急医療と精神科医療の連携

事業・取組	内容
① 救急医療と精神科医療の連携システムの検討	救急医療後、精神科医療が必要と判断された人を精神科医療へつなぐ連携システムについて検討します。

② 自殺未遂者や家族に対する支援

事業・取組	内容
① 自殺未遂者に対する退院後の支援体制の検討	自殺未遂者に対して継続的な見守り支援を行うための支援体制について検討します。
教職員による自殺未遂者への支援	自殺未遂をした児童生徒に対して、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、自殺未遂をした児童生徒への声かけや見守りを行うとともに、相談体制を充実し、再度の自殺行為を防ぐ取組を進めます。
スクールカウンセラー活用事業による自殺未遂者への支援 〔スクールカウンセラー活用事業〕	スクールカウンセラーが教職員への助言を行うとともに、教職員との連携を図りながら、自殺未遂をした児童生徒の相談や心のケア、保護者への相談活動を行い、再度の自殺行為を防ぎます。また、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。
青少年総合相談の実施（再掲）	青少年、保護者等を対象に専門スタッフ（※3）による相談を実施し、関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じた課題解決の方法や支援機関を紹介するなど、適切な対応や支援を行います。
① 教職員の啓発（再掲）	自殺予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺の危険要因や自殺のサイン、自殺発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した「児童生徒の自殺を予防するための指導資料集」を作成し、教職員の啓発を行います。
① 相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付（再掲）	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引をこれら機関に配付し、相互の連携を図ります。

7 遺された人の苦痛を和らげる

(1) 現状と課題

自殺者の遺族は、その現実を理解していく過程で極度の悲しみや苦しみに直面せざるをえず、極めて深刻な心理的影響を受けるといわれています。その影響を和らげるために、遺族に対する早期の相談支援や自助グループによるケアなどの支援体制を充実させていく必要があります。

また、学校や職場において、自殺や自殺未遂が発生した際には、直ちに、児童生徒、教職員、同僚等に対する適切な心のケアを行う必要があります。

(2) 事業・取組

自殺の発生直後から、遺族などの心理的影響を和らげるためのケアを充実するとともに、遺族のための自助グループの設立について関係機関と協働して支援します。

また、自殺や自殺未遂が発生した後の事後対応マニュアルの普及などを行います。

① 自殺者の遺族等への支援

事業・取組	内容
① 新 自殺者の遺族グループの設立促進	自殺者の遺族の心の痛みが回復されるよう、遺族自身が自分の体験を語りあう自助グループの設立について、関係機関と協力して支援します。
① 新 自殺者の遺族向けリーフレットの作成・配布	自殺者の遺族のための相談窓口等を掲載したパンフレットを作成し、遺族と接する機会の多い関係機関に配布することで、遺族への周知を図ります。

② 学校・職場での事後対応の促進

事業・取組	内容
① 新 事後対応マニュアルの普及	学校や職場において、自殺や自殺未遂の発生直後に周りの人に対する適切な心のケアが行われるよう、国が作成する自殺発生直後の対応マニュアルの普及を図ります。
① 新 専門家チームの派遣	児童生徒の自殺が発生した際、C R T（危機対応チーム）など専門家チームの派遣について、その体制づくりや専門家チームの学校への編成等を検討します。
教職員による遺された人への支援	児童生徒の自殺が発生した際、教職員がスクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、遺された家族や児童生徒への相談活動を行います。また、家族に自殺者が発生した場合、該当児童生徒への相談活動を行い、適切な心のケアに努めます。
スクールカウンセラーによる遺された人への支援 〔スクールカウンセラー活用事業〕	児童生徒の自殺が発生した際、スクールカウンセラーが、学校との連携を図りながら、遺された家族や児童生徒・教職員に対する心のケアを行うとともに、家族に自殺が発生した児童生徒に対する相談活動を行います。また、児童生徒や保護者への支援方法等について教職員に助言するとともに、教職員の心のケアを行います。同時に、相談活動を充実するため、スクールカウンセラーを対象とした研修内容の充実や研修時間の増加などについて検討します。

事業・取組	内容
⑨ 教職員の啓発 (再掲)	自殺予防において学校・教職員の果たすべき役割、自殺の危険要因や自殺のサイン、自殺発生後の対応など、教職員が身につけておくべき知識やいのちを大切にする教育活動の取組事例などを紹介した「児童生徒の自殺を予防するための指導資料集」を作成し、教職員の啓発を行います。

8 民間団体等との連携を強化する

(1) 現状と課題

社会全体で自殺対策を進めていくためには、行政と関係民間団体との連携や、民間団体間での連携の強化を行う必要があります。

(2) 事業・取組

行政と民間団体、民間団体間での連携の強化を促進します。

① 行政と民間団体、民間団体間の連携の強化

事業・取組	内容
⑧ 相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）の配付（再掲）	消費生活センターなどの相談機関や医療機関の場所、相談内容、連絡先等を示した相談の手引をこれら機関に配付し、相互の連携を図ります。
⑧ 民間相談団体の活動紹介	命の大切さや自殺予防に関する活動を行っている民間団体の活動内容を本市のホームページ等で紹介するなど、民間団体が行う啓発活動を支援します。
社会福祉法人広島いのちの電話相談員継続研修事業補助	電話相談を行う相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談員継続研修事業に対して補助を行います。
ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて！」の電話相談事業に対する補助	ひろしまチャイルドライン子どもステーションが、18歳までの子どもを対象に行っている電話相談について、これをフリーダイヤルとする経費に対して補助を行います。

第4章 計画の推進

1 施策の総合的な推進

自殺の背景には、健康問題、経済問題、勤務問題、家庭問題など様々な社会的要因が複雑に絡み合っており、青少年期、中高年期、高齢期といった各世代を通して、また、事前予防、危機対応、事後対応といった各段階に応じて、総合的な取組を行っていく必要があります。

このため、本市の関係部局が連携して、全庁的な取組を進めるとともに、労働・医療のように、国、広島県など、他の行政機関との連携を必要とする分野においては、密接な連携を図りながら、自殺対策を総合的に推進します。

また、自殺の原因となっている制度・慣行の見直しや社会問題の改善については、他の関係機関等と協同して国等への働きかけを行っていきます。

2 多様な実施主体との連携・協働

自殺対策への取組においては、行政機関だけでなく、医療関係機関、報道機関、法律関係機関、事業主、民間団体など、様々な実施主体がそれぞれ役割を担っています。

このため、様々な実施主体が各自の役割を果たしつつ、相互の連携・協働を図るための体制を構築し、社会全体でこの計画の実現に努めます。

3 計画の点検・評価等

計画の実行性を確保するために、今後、必要に応じて点検・評価を行うとともに、本市の行政評価制度等を活用しながら適切な進行管理を行います。

なお、点検・評価等に際しては、「広島市うつ病・自殺予防対策推進協議会」等の意見を聴くとともに、市のホームページ等を活用して広く市民への情報提供に努めます。

4 計画の見直し

この計画は、現在、策定を進めている「第5次広島市基本計画」の内容に合わせ、必要な見直しを行います。

また、社会経済情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化、計画の推進状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行います。